

常総市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例をここに公布する。

平成30年3月23日

常総市長

常総市条例第17号

常総市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、工場立地法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工場立地特例対象区域 法第9条第1項の工場立地特例対象区域をいう。

(2) 甲種区域 緑地面積率等に関する工場立地特例対象区域についての区域の区分ごとの基準（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号。次号において「法区域区分基準」という。）に規定する甲種区域をいう。

(3) 乙種区域 法区域区分基準に規定する乙種区域をいう。

(工場立地特例対象区域における緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する工場立地特例対象区域の名称及び種別並びに当該工

場立地特例対象区域における緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、別表のとおりとする。

(既存工場等に係る面積の算定)

第4条 昭和49年6月28日において、現に設置され、又は設置のための工事が行われていた工場等（工場立地法第6条第1項の製造業等に係る工場又は事業所をいう。）（以下「既存工場等」という。）がこの条例を適用する工場立地特例対象区域の区域内に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、別表に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定については、法準則（備考）第1項第2号及び第3号の規定を準用する。この場合において、法準則（備考）第1項第2号中「0.2」とあるのは、既存工場等が甲種区域の区域内に存する場合にあつては「0.1」と、乙種区域の区域内に存する場合にあつては「0.05」と、同項第3号中「0.25」とあるのは、既存工場等が甲種区域の区域内に存する場合にあつては「0.15」と、乙種区域の区域内に存する場合にあつては「0.1」とする。

2 前項の規定にかかわらず、法準則別表第1業種の区分欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等がこの条例を適用する工場立地特例対象区域の区域内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、別表に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定については、法準則（備考）第3項第1号及び第2号の規定を準用する。この場合において、法準則（備考）第3項第1号中「0.2」とあるのは、既存工場等が甲種区域の区域内に存する場合にあつては「0.1」と、乙種区域の区域内に存する場合にあつては「0.05」と、同項第2号中「0.25」とあるのは、既存工場等が甲種区域の区域内に存する場合にあつては「0.15」と、乙種区域の区域内に存する場合にあつては「0.1」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

工場立地特例対象区域		緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
名称	種別		
常総インターチェンジ周辺地区	甲種区域	100分の10以上	100分の15以上
大生郷工業団地地区	乙種区域	100分の5以上	100分の10以上
坂手工業団地及び周辺地区			
内守谷工業団地及び隣接地区			
花島工業団地地区			